



委員長
寺川(日本触媒)

□ ミツシヨン
中国、韓国、台湾の主に特許に関する調査研究・対外活動を通じて、委員の知見の向上と、**企業の知財活動へのフィードバック**。

□ 活動
 ▶ 調査研究、判例研究、戦略、知財活用の実態調査
 ⇒ 論説投稿や東西部会での発表等が主な活動成果
 ▶ 対外活動 (ハブコム対応、各国知財機関との意見交換)
 ⇒ 要望の実現が主な活動成果



第1小委員会

テーマ	中国における複数主体・国境をまたぐ特許侵害の調査
背景	複数の装置に関連するシステム製品が増加により、 Case①：特許の一部要素を非被告が実施し、それ以外の要素を被告が実施 Case②：特許の一部要素を中国外のサーバー等が実施
本年度の主な取り組み	判例調査により、上記において侵害が容認されることを確認 現地代理人へのヒアリングにより、侵害が容認される状況等を整理

■ 国境をまたぐ特許侵害 (最高人民法院(2020) 最高法知民終746号)

被告の主張
侵害プログラムに使用したサーバーは中国国外と香港に位置している。
そのため侵害行為が行われたのは中国国外である。



原告の主張
当該サーバーと侵害事実には関係がなく、サーバーの場所は関係がない。

▶ 「侵害発生の場合」はサーバーの場所のみでなく、**様々な項目から総合判断**

第2小委員会

テーマ	中国における遅延審査制度の活用状況と留意点
背景	2019年に遅延審査制度導入され、2023年の実施細則改正により制度利用の利便性が向上してきている ⇒ 中国特有の制度であり、利用にあたる留意点の把握は有益
本年度の主な取り組み	・ 遅延審査請求の利用実態把握 ・ 会員企業アンケート、中国代理人アンケートの実施 ⇒ 調査結果をもとに 制度活用時の留意点を整理



▶ 出願人の対応
審査継続要否を判断、権利範囲の調整
▶ 制度の留意点
遅延審査請求しても、**自発補正できる期間**は変わらない!

活動の様子



「日中研究事業での講演」 「韓国特許庁と意見交換」

「国際第3委員会の様子」

第3小委員会

テーマ	中国での訴訟における使用環境特徴クレームの解釈
背景	使用環境特徴とは・・・請求項における発明の使用背景又は使用条件を説明するための技術的特徴。中国における独特な請求項の解釈方法。 中国では、この使用環境特徴の権利範囲解釈をめぐる争いが多い。 ⇒ 使用環境特徴について正しく理解しておくことが重要。
本年度の主な取り組み	判例調査及び現地代理人へのヒアリングにより、使用環境特徴の権利範囲解釈について分析する。

基本的には

保護対象は請求項の使用環境特徴以外に適用できてもよい。

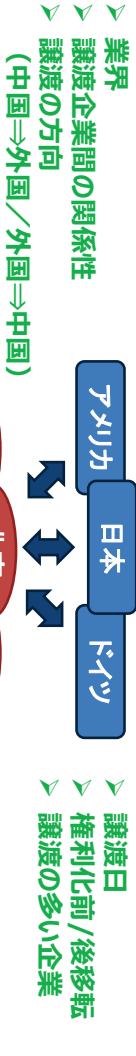


明細書や審査包袋によっては・・・
「請求項の使用環境特徴のみに適用できなければならない」という限定的な解釈になる場合がある。

使用環境特徴を請求項に用いる際は、**出願・OA応答時の記載に注意が必要**

第4小委員会

テーマ	中国における特許権譲渡の実態に関する調査・研究
背景	中国の技術の進歩はすさまじく、年間の特許出願数も増大している 中国企業を抑え込む出願戦略のみでは中国市場への対応に苦戦が予想される ⇒ 中国の技術力の活用を目的とした特許権譲渡の実態を把握することは有益
本年度の主な取り組み	・ 中国主要都市における日米独との特許権譲渡状況を調査・分析 ・ 特許権譲渡に至った経緯・要因に関する事例の収集



外国企業と中国企業間の権利譲渡の変化を様々な観点から分析中